

|||||

論 文

|||||

松川事件とは何か

— 福島大学松川資料を素材として —

伊 部 正 之

1. はじめに

1949年8月に福島県下で発生した松川事件は、たんなる一地方での列車転覆事件にとどまらず、戦後史のその後の展開に重大な影響を与える一大事件として、今日なおさまざまに取り上げられている。

さて、その松川事件の現場にほど近い福島大学の一室に松川資料室が開設されたのは、1988年10月のことであった。そして、この間に多くの見学者が資料室を訪れているが、そこで折にふれて出されるひとつの要望は、松川事件の全体像がわかる小冊子の類の発行である。たしかに、松川事件の名はとりわけ地元の人たちにとってはあまりにも有名ではあるが、事件現場を知り、事件の内容や顛末をそれなりに説明できる人は、むしろきわめて少ないのが現実である。それは、事件発生後すでに半世紀近くが経過していること、したがって事件を知らない（体験しない）世代が増加していることの当然の結果といえよう。一方では、この松川事件がもつ歴史的意味の大きさを反映して、この間にじつに大きな論及が、さまざまな分野の人びとによって多面的になされてきている。その意味では、松川事件の全体像は松川資料室がこの間に収集した多面的な資料類を精査すれば十分果たされるはずであるが、しかし、資料はあまりにも多すぎる。つまり、松川事件を学ぶために、まずは一応の全体像を知る手掛りが求められる所以である。

筆者は、1984年に福島大学で松川（事件関係）資料の収集事業が開始されて以来、そのための実

務要員としてこの事業にかかわってきた。ただし、筆者もまた、松川事件についてはその名前を知る以上に特段の予備知識をもたない一外来者であった。したがって、松川資料収集作業とともに始まった筆者の松川研究（松川学習）は、基本的には「地元にもふさわしい最大限の収集」、「収集・整理・保存・活用の一体的推進」という自らに課した資料収集の基本方針に従属するものであり、この作業主・研究従という関係はいまだ転換できずにいる。それは、作業と研究（学習）についての時間やエネルギーの配分比という意味においてだけでなく、その研究（学習）目的もまた資料の収集・整理に従属せざるをえないという二重の意味においてそうであった。この関係は、88年10月に松川資料室の開設をみた後も、依然としてつづいている。この間に収集・整理された資料は、いずれにせよ筆者の手の触れないものはほとんどないはずであり、精読・乱読の衝動にかられる資料も少なくなる。しかし、あくまでも収集・整理を最優先にせざるをえないのが、実務要員たるものの宿命というべきであろうか。

したがって、筆者の松川研究は、いまだ初歩的でかつ偏奇なものである。そこで、本稿のさしあたりの課題は、資料室見学者などから提起されている「松川事件とは何か」についての基本点を松川資料室資料を手掛りに再確認し、あわせて、これらの資料が新たな素材として提起しつつある松川研究の新たな展開可能性について探ることである。

2. 松川事件とその歴史的意味

1949年8月17日未明、国鉄東北線金谷川～松川間で上り普通旅客列車が脱線転覆し、乗務員3名が死亡した。現場は福島盆地南縁の丘陵地帯にあたり、線路（現在の下り線）が権現山を右まわりに迂回してはるか前方に松川駅をのぞもうとする急カーブ地点であった。列車（機関車など）の脱線転覆は、何者かがこのカーブ地点の外軌を取りはずした結果であり、まさしく列車転覆・致死事件であった、これがいわゆる松川事件の発生である。

この事件が歴史に残る大事件となるには、いくつかの理由があった。

第1は、何よりもその時代的背景である。すなわち、この事件が発生した1949年当時はいまだ占領体制下であり、GHQ（連合軍総司令部）が戦後の新憲法をも超越する絶対的権能をもって君臨していた。当時の国内では、敗戦にひきつづく失業・貧困・飢餓の蔓延、労働運動の急速な発展と現体制批判の広がり、日本共産党の影響力の拡大など、体制側にとって一種の「危機」状況を出していた。また、日本をとりまく国際情勢では、戦後循環性恐慌の発生、中国革命の決定的な前進、植民地独立運動の発展、東西対立の激化などがみられた。こうしたなかでGHQの実権をにぎるアメリカ占領軍は、占領当初の日本「民主化」政策を放棄して、日本を「極東の不沈空母」化する政策を追求しつつあった。この目的から、49年には戦後の悪性インフレの終息をねらった超緊縮政策（ドッジ・ライン）が実施され、その結果、官民あがての大量首切り（官公庁で26万人、民間企業で100万人）が強行されつつあった。追加的な大量失業の発生は、矛盾と「危機」をさらに深めさせていた。こうした物情騒然たる雰囲気なかで松川事件が発生した。

第2に、国鉄をめぐる情勢である。国鉄（国有国営）は、その出発の当初から軍事戦略的要因をはらみながら、全国的交通網の支柱として展開してきた。敗戦による植民地鉄道網の喪失と関係従業員の本土国鉄への吸収が、戦後の国鉄経営に一定の歪みを生んだ面は否定できない。この間、46年9月には12万5000人の首切り通告があり、9・15ゼネスト体制の確立と他産業労働者の広範な支

援体制によって撤回させられていた（国鉄9月闘争）。そして、国営事業の一部を公社経営に転換させるというGHQの指示にそって、国鉄は49年6月1日に公共企業体「日本国有鉄道」に移行した。国鉄が担うべき公共性の維持と企業体としての経済性の追求は、さまざまな矛盾をはらむものであった。また、軍事戦略輸送を担ってきた国鉄は、敗戦とその後の混乱のなかで、国鉄幹部等による大量の物資隠匿・横領などの腐敗をうんできた。松川事件の直前に発生した伊達駅事件（7月7日）は、こうした幹部の不正にたいする摘発闘争であり、その被告となった人たちが松川事件でも犯人として狙い撃ちされることになる。公社化した国鉄は、行政機関職員定員法にそって10万人の首切りを実施した。すなわち、第1次解雇3万700人（7月4日）、第2次解雇6万2000人（7月13日）である。そして、この大量解雇に関連するかのようになり、下山事件（7月5日、下山国鉄総裁が失踪し、常磐線^{れき}で轢断死体で発見された）と三鷹事件（7月15日、中央線三鷹駅で無人電車が暴走し、6名の死者と14名の重軽傷者をだした）が発生した。こうして、政府やマスコミの世論操作（犯人は国労か共産党）に包囲されて、首切り反対闘争は事実上不発に終わった。さらには、この三鷹事件後の1カ月のうちに、国労中央では統一左派幹部の解雇と右派幹部による指導部の占拠が行われ、この新体制成立の直後に松川事件が発生した。こうしたなかで、国労福島支部は首切り返上闘争に取り組み、福島管理部との交渉（7月4～5日）にからんで福管事件が発生（7月21日）し、その被告が松川事件の被告とも重なり合うことになる。福島支部は国労の最左派としてその後も闘争をつづけ、松川事件で狙い撃ちされることになった。

第3は、松川事件の犯人として、国労福島支部関係の10名とともに、東芝松川工場労組関係からも同じく10名が逮捕・起訴されたことに関連する。すなわち、当時最大の民間企業であった東芝は、戦後の経済民生化措置の一環をなす過度経済力集中排除法をも逆手にとって、軍需企業として展開していた全国の工場施設を「企業整備」の名のもとに再編・整理（地方工場の分離・閉鎖、1万6000人の首切り）しつつあり、民間最強と目され

た東芝労連との間で天下分け目の東芝争議が闘われていた。実際、事件当日の8月17日には松川工場で分離反対・首切り反対の24時間ストライキが予定されていた。しかし、その直前に至近距離で発生した列車転覆事件はストライキを吹き飛ばし、間もなく組合幹部等が次々に逮捕・起訴されることによって、東芝争議全体もまた企業側の企図した方向で終息することになった。

第4に、松川事件がその後の社会・政治情勢に与えた影響の絶大さである。松川事件は、国鉄と東芝の関係者を犯人として叩くことによって、当時の官民労働運動の最強部分をくじき、結果として労働運動全体を後退させた。また、被告とされた20名のうちの14名が共産党員であったことは、日本共産党とその強い影響下にあった産別会議に大打撃を与え、政治運動や労働運動における共産党の地歩を大きく後退させた。こうして、50年の総評結成、52年の日米安保体制への移行など、今日につながる戦後体制の新たな枠組みが用意されることになった。

かくして、松川事件がたんなる一地方の一事件にとどまりえなかったことは、およそ明らかであろう。さらに、松川事件がなぜ地方農村県たる福島県で発生したかについては、戦後復興に不可欠な炭鉱地帯（常磐）や電源地帯（猪苗代）の存在、国鉄をふくむこれら重要基幹産業での労働運動の突出状況、各種労働争議の頻発や平事件（1949年6月30日、共産党掲示板の撤去をめぐる弾圧事件）の発生、なども指摘されている。ともあれ、国鉄・東芝の並存とそこでの戦闘的な労働運動の存在こそが、松川事件発生のもっとも重要な基本的条件であったといえよう。

3. 松川事件の構図

このように、松川事件は国鉄争議・東芝争議の決着に重大な意味をもつ歴史的な大事件として発生した。

事件当日の午後に共同記者会見した福島地検安西検事正と国警福島県本部新井隊長は、「今度の事件は明らかに計画的犯行であり、鉄道内部の事情を知っているものである」として、国労犯行説

を印象づけた。そして、翌8月18日の増田官房長官談話は、「今回の事件は今までにない凶悪犯罪である。三鷹事件ははじめその他各種事件と思想的底流において同じものである」と断じた。その三鷹事件（7月15日）では、直後に13名が逮捕されたが、そのうち竹内景助をのぞく12名が共産党員であった（裁判の結果は竹内のみ死刑、起訴された共産党員9名は全員無罪）。したがって、増田長官談話の含意は、明らかに共産党犯人説であった。下山事件についても、当然のごとく共産党・国労犯人説が流布されていた（最終的には自殺説で決着）。また、長官談話にいう「その他各種事件」がいかなる事件を想定しているかは不明であるが、たしかに、当時は大小の鉄道破壊事件が頻発（その多くは意図的な針小棒大的報告に類するものであった）していた。とくに、48年4月の庭坂事件（福島市西方の奥羽線）と49年5月の予讃線事件（松山市北方）は、急カーブ地点でのレール取りはずし（しかも3名死亡）という点で松川事件と酷似していたが、いずれも未解決に終わり、犯人が特定されるような鉄道破壊事件はなかった。

ともあれ、松川事件については、新井隊長が事件発生から8日後の8月25日に第1次捜査の打切りを発表し、翌26日には「基本捜査は2本の幹線と10本位の支線があり、これを1本にできればしめたものだ」と発言した。これは、その後事件の犯人として国鉄と東芝から各10名ずつが逮捕・起訴されることにつながる重要な示唆である。ただし、捜査当局が当初から国鉄と東芝という「2本の幹線」（戦略目標）に狙いを定めていたことはおよそ明らかであるが、これを「1本」につなげるための具体的な筋書きやそのための登場人物（戦術目標）を細部にわたって詰めていたとは思われない。それは、その後の過程で、検察側に不都合な「自白」調書の提出が執拗に拒否されつづけたことから明らかである。いずれにせよ、組合幹部＝共産党員をふくむ各10名ずつという大量被告の設定は、事件の重大性と捜査の真憑性を世論に訴えるための有力な手段と考えられたであろう。

かくして、9月10日に元線路工手の赤間勝美少

年が別件（前年のケンカ）で検挙された。彼はさきの人員整理で解雇され、伊達駅事件にも連座していた。無から有を作り出すための赤間少年にたいする連日連夜の「取調べ」とその結果としての「自白」は、いかにも非人間的（意図的な恫喝・誘導・甘言など）であり、それ自体が権力犯罪を構成するものであったが、その一応の全体像が証拠上からも明らかになるのは、逮捕・起訴から10年以上を経過した差戻害（第4審）においてであった。ともあれ、こうして逮捕から9日後の9月19日から始まった「赤間自白」にもとづいて、9月22日の第1次検挙（赤間少年をふくめて8名）が行われた。このなかには直接の実行行為者とされた5名がふくまれている。そして、このなかの最年少者であった浜崎二雄の「自白」をもとに10月4日の第2次検挙（5名）が行われ、同様の経過をたどって、10月17日の第3次検挙（2名）、10月21日の第4次検挙（5名、ただし1名は不起訴）へとつづいている。このほか、9月18日に検挙された菊地武少年は、国鉄側の赤間少年と同じ役割を東芝側から果たすよう位置づけられたフシがあるが、盲腸炎のために釈放され（10月8日再逮捕）、その意味で「赤間自白」の役割が決定的に大きくなっている。このように、4次にわたる検挙の拡大には、8人にのぼる一連の「自白」が決め手となった。これらの「自白」者に共通する

特徴は、若年にして社会的経験に乏しかったこと、精神的に弱点をもっていたことであり、彼らは被告たちのなかの相対的弱者であった。捜査当局は、ここに狙いをつけて攻撃を集中することによって、事件の全体像をつくりあげ、所期の目的を追求していったといえよう。

ともあれ、こうして結局20名が事件の犯人として起訴された。その内訳は、国労福島支部関係者10名、東芝松川工場労組関係者10名であり、国鉄関係では支部委員長・分会委員長をふくむ支部・分会役員が大半をしめ、東芝関係では組合長・副組合長・青年部役員・労連オルグなどがふくまれていた。また、福島分会委員長鈴木信は共産党福島地区委員長でもあり、20名中14名が現役の共産党員であった。そして、第1審（福島地裁）の検察側の冒頭陳述によれば、8月12日に始まる国労、東芝の組合事務所等での一連の共同謀議によって列車転覆が計画され、東芝側の3名が松川駅構内の線路班倉庫から盗み出したボールと自在スパナを使って、国鉄側の3名と東芝側の2名が現場で落合って線路の破壊作業を行った、というのが事件の基本的な構図であった。

なお、9月22日～10月21日の4次にわたる検挙の推移については表1、20名の被告の位置関係などについては表2、「共同謀議」については表3に、それぞれ概略が示されている。

表1 松川事件と裁判の経過

1949年（昭和24年）	
6. 30	平事件発生（福島県平市警察署がアメリカ占領軍の意をうけ共産党の政治活動を妨害したのに抗議・交渉）
7. 5	下山事件発生（下山国鉄総裁轢断死体で発見）
7	伊達駅事件（職場の不正摘発闘争、斎藤千、赤間勝美ら国労組合員逮捕）
15	三鷹事件発生（都下三鷹駅で無人電車暴走、市民死傷）
21	福島管理部事件（首切り反対団交要求、武田久ら国労組合員逮捕）
8. 8	三鷹事件第1次起訴
16	東芝松川工場労組臨時大会翌日の24時間スト決定
17	松川事件発生
18	増田内閣官房長官「三鷹事件をはじめとする各種事件と思想的底流同じ」との談話
9. 10	元線路工手赤間勝美を1年前の暴行容疑で逮捕（別件）し、松川事件の「予言」を追及し始める
18	東芝菊地武（窃盗容疑）逮捕（盲腸炎で24日釈放、10・8再逮捕）
19	赤間自白始まる
22	鈴木信、阿部市次、二宮豊、本田昇、高橋晴雄、佐藤一、浜崎二雄逮捕（第1次）

10. 4 杉浦三郎, 太田省次, 佐藤代治, 大内昭三, 小林源三郎逮捕 (第2次)
 13 赤間と第1次逮捕者起訴
 17 二階堂武夫, 二階堂園子逮捕 (第3次)
 21 武田久, 斎藤千, 岡田十良松, 加藤謙三, 本田嘉博 (アカハタ記者) 逮捕 (第4次)
 26 菊地と第2次逮捕者起訴
 11. 7 第3次逮捕者起訴
 12 第4次逮捕の武田, 斎藤, 加藤起訴 (本田嘉博, 岡田前日釈放)
 12. 1 岡田起訴 (12. 4 拘束される)
 5 第1審公判開始 (裁判長長尾信, 裁判官有路不二男, 同田中正一, 補充裁判官西村康長)
- 1950年 (昭和25年)
 8. 25~26 検事論告 (求刑死刑10名, 無期3名, 他は有期懲役)
 9. 2~12 最終弁論・最終陳述
 12. 6 第1審判決 死刑5, 無期5, 有期懲役95年6カ月, 即日控訴
- 1951年 (昭和26年)
 7. 23 控訴趣意書提出
 9. 29 検事答弁書提出
 10. 23 第2審公判開始 (裁判長鈴木楨次郎, 裁判官高橋雄一, 同佐々木次雄)
- 1953年 (昭和28年)
 12. 22 第2審判決 死刑4名, 無期2名, 有期懲役104年6カ月, 無罪武田久, 斎藤千, 岡田十良松
 即日上告しかつ事件受理申立 (54年6月7日受理申立理由書提出するも同月30日の経過により不受理となる)
- 1955年 (昭和30年)
 9. 30 上告趣意書提出期限とされたこの日までに弁護人・被告人より合計15,000頁の趣意書提出
- 1958年 (昭和33年)
 11. 5~26 (10日間) 最高裁大法廷口頭弁論 (裁判長田中耕太郎, 裁判官小谷勝重, 島保, 藤田八郎, 入江俊郎, 池田克, 垂水克己, 河村大助, 下飯坂潤夫, 奥野健一, 高橋潔, 高木常七)
- 1959年 (昭和34年)
 8. 10 最高裁大法廷判決 破棄差戻し (7対5)
- 1960年 (昭和35年)
 3. 21 仙台高裁差戻し審公判開始 (裁判長門田実, 裁判官細野幸雄, 同杉本正雄, 補充裁判官佐藤孝太郎)
- 1961年 (昭和36年)
 8. 8 差戻し審判決 全員無罪
 8. 21 検事上告申立 (第1小法廷)
- 1962年 (昭和37年)
 4. 30 検事上告趣意書提出
 11. 28 被告人・弁護人, 答弁書提出
- 1963年 (昭和38年)
 2. 14~16 第1小法廷口頭弁論 (裁判長斎藤朔郎, 裁判官入江俊郎, 下飯坂潤夫, 高木常七)
 9. 12 最終判決 上告棄却 (3対1), 無罪確定

[出所] 大塚一男・本田昇編著『松川事件調査官報告書〈全文と批判〉』(日本評論社, 1988年) 584~586ページ。

表2 松川事件

二階堂園子	大内昭三	菊地武	小林源三郎	加藤謙三	二階堂武夫	岡田十良松	浜崎二雄	佐藤代治	太田省次	佐藤一
25	19	18	20	19	24	23	20	23	33	28
東芝松川工場労組員	東芝松川工場労組員	東芝松川工場労組員	東芝松川工場労組員	国鉄労組福島支部福島分会員・共産党員	東芝松川工場労組員・共産党員	国鉄労組福島支部委員・福島地区労組会議書記長・共産党員	東芝松川工場労組員	東芝松川工場労組員・共産党員	東芝松川工場労組副組合長・共産党員	東芝労連オルガナイザー・共産党員
共同謀議	共同謀議 器物窃取	共同謀議 器物窃取	共同謀議 器物窃取	共同謀議	共同謀議	共同謀議	共同謀議 実行為	共同謀議	共同謀議	共同謀議 実行為
右に同じ	右に同じ	右に同じ	右に同じ	赤間白に適合し て密室で自白、公 判廷で否認	否 認	否 認	赤間白に適合し て密室で自白、公 判廷で否認	否 認	赤間白に適合し て密室で自白、公 判廷で否認	否 認
十懲 年役	十懲 三年役	十懲 三年役	十懲 三年役	十懲 五年役	十懲 五年役	十懲 五年役	懲無 役期	懲無 役期	懲無 役期	死 刑
三年懲 六月役	七懲 年役	七懲 年役	七懲 年役	十懲 二年役	十懲 年役	十懲 二年役	十懲 二年役	十懲 五年役	懲無 役期	死 刑
三年懲 六月役	七懲 年役	七懲 年役	七懲 年役	十懲 年役	七懲 年役	無 罪	十懲 年役	十懲 年役	十懲 五年役	死 刑
原審破棄・仙台										
全被告										
検事上告を棄却・										

〔出所〕 呑川泰司『進歩と革命の伝統 一福島県地方において〔戦後の部〕一』（福島新聞社、

被告と裁判経過

杉浦 三郎	赤間 勝美	阿部 市次	本田 昇	二宮 豊	高橋 晴雄	斎藤 千	鈴木 信	武田 久	被告 名
47	19	26	23	28	25	29	29	31	年 当 事 齡 時 故
合東 長芝 ・松川 ・共産 党員 工場 労組	国 鉄 分 会 員 島 分 会 員 島 分 会 員	員 島 分 会 書 記 ・ 共 産 党 員 島 分 会 書 記 ・ 共 産 党 員	員 国 鉄 分 会 書 記 ・ 共 産 党 員 島 分 会 書 記 ・ 共 産 党 員	員 国 鉄 分 会 書 記 ・ 共 産 党 員 島 分 会 書 記 ・ 共 産 党 員	員 国 鉄 分 会 書 記 ・ 共 産 党 員 島 分 会 書 記 ・ 共 産 党 員	員 国 鉄 分 会 書 記 ・ 共 産 党 員 島 分 会 書 記 ・ 共 産 党 員	党 福 島 地 区 委 員 長 島 分 会 委 員 長 ・ 共 産 党 員 島 分 会 委 員 長 ・ 共 産 党 員	員 国 鉄 分 会 書 記 ・ 共 産 党 員 島 分 会 書 記 ・ 共 産 党 員	身 分
共 同 謀 議	共 同 謀 議 の 実 行 行 為	共 同 謀 議	共 同 謀 議 の 実 行 行 為	共 同 謀 議	共 同 謀 議 の 実 行 行 為	共 同 謀 議	共 同 謀 議	共 同 謀 議 の 実 行 行 為	事 起 訴 実
否	白 の 十 日 間 の 結 果 公 判 廷 密 室 で 否 認 自 問	否	否	否	否	否	否	否	被 告 人 の 主 張
死 刑	死 刑	死 刑	死 刑	死 刑	死 刑	死 刑	死 刑	死 刑	検 察 官 求 刑 ('50. 8.26)
死 刑	懲 無 役 期	死 刑	死 刑	懲 無 役 期	懲 無 役 期	十 懲 五 年 役	死 刑	懲 無 役 期	福 島 地 裁 第 1 審 判 決 ('50.12. 6)
死 刑	十 懲 三 年 役	懲 無 役 期	死 刑	懲 無 役 期	十 懲 五 年 役	無 罪	死 刑	無 罪	仙 台 高 裁 第 2 審 判 決 ('53.12.22)
高裁へ差戻す									最 高 裁 判 決 ('59. 8.10)
に無罪									仙 台 高 裁 差 戻 審 判 決 ('61. 8. 8)
全被告の無罪確定									最 高 裁 判 決 ('63. 9.12)

1977年) 98~99ページ。

4. 松川裁判の14年

第1審(福島地裁)の公判では、検察側にとって不都合な事態が次々に展開した。たとえば、列車転覆の「赤間予言」の証人として動員された遊び仲間たちは、彼らの調書が取調官の強要と誘導によるものであり、うその調書を維持するために金品を与えられたことを証言した。証拠品のパールや自在スパナは出所不明であり、線路破壊には役に立たないものであった。検察側は短かい作業時間との辻褃を合わせるために、レールの継目板を一方だけはずしたことにしたが、はね飛ばされたレールの状態は両方の継目板がはずされていたことを示していた。国鉄側からの実行犯の一員とされた高橋被告は身体障害者(職場事故による)であり、健常者でも無理な短時間での現場往復にさえ耐えられるはずがなかった。この点では、それと知らずに彼を実行犯に選んだ検察側のいい加減さを証明するとともに、病院側の証明書によってその事実を確認しながら、それをかくして(第2審でようやく日の目をみるが)あえて無期懲役を判決した長尾裁判長の責任もまた重大である。このように、検察側の主張には多くの解きがたい矛盾や無理がふくまれており、法廷での審理は明らかに被告・弁護側に有利に展開したかにみえた。

にもかかわらず、50年8月26日の検察側の論告求刑は、死刑10名のほか、残りの10名も無期~10年の懲役であった。そして、同年12月6日(12月5日の予定を当日になって延期)の第1審判決は、死刑5名、無期5名をふくむ全員有罪であり、判決理由は検察側論告の丸写しであった。判決文は判読に苦むほどの状態にあり、判決日の当日延期とともに、直前に内容の変更をせまる何らかの力が働いた可能性をうかがわせるものであった。このことに関連して、松川資料収集の初期段階に、さる人から長尾裁判長の遺族が判決草案を家宝として保存しているという情報がもたらされた。もしも事実であれば、貴重な研究材料になりうるとの期待から、その入手についての仲介を件の人物に懇願したが、結果として果たせなかった。事の真疑はともかくとして、余談ながら書きとめてお

くことにする。それはさておき、この年6月には朝鮮戦争が始まり、共産党は半非合法の状態に追い込まれていた。つまり、松川裁判はたんなる刑事裁判ではなく、むしろ占領下の政治裁判であった。被告や家族にとっては、松川裁判こそが松川事件であり、松川事件とは松川裁判事件であった。被告たちは直ちに控訴した。そして、長尾裁判長はほどなく名古屋高裁に転出した。

第2審(仙台高裁)でもまた、検察側の主張や証拠が次々に打ち破られ、審理は第1審以上に被告・弁護側に有利に展開した。にもかかわらず、53年4月28日の検事論告は、原判決の事実認定の大筋を支持し、被告・弁護側の控訴を棄却すべきもの(つまり第1審判決は妥当)と主張した。そして、いったんは11月5日に予定されていた判決日が、またしても12月22日に延期された。その第2審判決は、原判決を破棄するとともに、改めて死刑4名、無期懲役2名をふくむ17名を有罪とし、3名を無罪とした。3名の無罪は、新たなアリバイ証拠(被告が当初から主張していた)の確認によって、国鉄と東芝をつなぐ8月13日の連絡謀議の不存在を認定した結果であった。この連絡謀議の崩壊は、以後の順次謀議とそれにもとづく実行行為をも疑わせるに足るものであった(表3を参照)。にもかかわらず、線路破壊による列車転覆という客観的事実から出発して、そのための準備謀議の存在が推認され、かくして17被告の有罪が認定された。つまり、検察側の致命的な破綻を、またしても裁判所(判決)が救ったのである。第2審の鈴木裁判長は「真実は神のみぞ知る」とうそぶくほどの確信犯的な反共・反組合主義者であり、真実の探求をはなれた裁判はまさに妄論のきわみであった。同時に、3名への無罪判決は裁判の公正さを印象づけ、それがまた残る17名の立場をいっそう危うくした。また、この間に戦闘的な労働運動は大きく後退したままであり、日本は日米安保(サンフランシスコ)体制に移行していた。17名は即時上告し、3名の無罪はそのまま確定した。

最高裁での松川事件は大法廷で審理されることになったが、これは事件の重大性と世論の関心の

高まりを反映するものであった。58年11月5～26日には10回にわたる口頭弁論がひらかれ、東芝側からの実行犯の中心人物とされた佐藤一被告（東芝労連から事件直前に派遣されたオルグ）のアリバイを立証する「諏訪メモ」（団交メモ）もようやく日の目をみた。かくして、59年8月10日の大法廷判決は、原判決を破棄して審理を仙台高裁に差戻したが、その7対5というきわどい表決結果と無罪自判の回避は、最高裁の限界をも示していた。また、裁判官の判断に重要な示唆を与えることになる調査官報告書（本来は門外不出）が後日偶然にも日の目をみることになったが、そのきわめて悪意と偏見に満ちた内容が改めて議論を呼ぶことになる。ともあれ、上告棄却による重刑の確定という最悪の事態は、かくして回避された。

仙台高裁での差戻審では、出発点となった「赤間自白」の虚構性が全面的に明らかになっただけではなく、被告たちの無実を立証する新たな証拠も次々と出され、事の真実はいっそう明白になっていった。公判では、事件当夜に現場付近で真犯人の集団と遭遇した破蔵師も証人として登場し、真犯人が被告たちではないことを証言した。この破蔵師は、窃盗未遂の不問とひきかえに真犯人との遭遇の件を口止めされていた。この一件は後に「にっぽん泥棒物語」（東映、1965年）として映画化された。それはさておき、にもかかわらず61年2月14～16日の検事論告は、検察側には判決に影響を及ぼすような事実誤認はないと主張し、17名にたいして第2審判決の量刑をそのまま科すよう求刑した。8月8日の差戻審判決は、かくして被告全員の無罪を論定し、検察側の態度をきびしく戒めた。しかし、検察側はあえて再上告した。これは検察側の面子を守るためであるとともに、3年後の時効成立までの時間稼ぎ（真犯人追及回避）をねらった「乱上告」というべきものであった。無罪判決の門田裁判長は、その後仙台高裁から福岡地・家裁に転任させられた。第1審長尾裁判長とは正反対の扱いであった。

再上告審は最高裁第1小法廷で審理され、63年2月14～16日にふたたび口頭弁論がひらかれた。この年9月12日の小法廷判決は、3対1の表決で

検事上告を棄却し、被告たちの無罪がじつに14年ぶりに確定した。

そして、真犯人の追及が放棄されたまま、翌64年8月17日には15年の時効が成立した。松川事件の被告たちは無実のゆえに無罪となったにもかかわらず、彼らへの素朴な疑念がその後も維持され、事件の「ナゾ」が温存されている。

ともあれ、14年の松川裁判は、厳正・公正を旨とすべき裁判もまた時代の政治・社会動向とりわけ行政府の意向を色濃く反映しやすいこと、事件の真実は法廷での審理のみでは決着しえないこと、等々を示している。そして、こうした危機的な状況を打ち破るうえで決定的な力となったのが、つぎにみる松川運動であった。

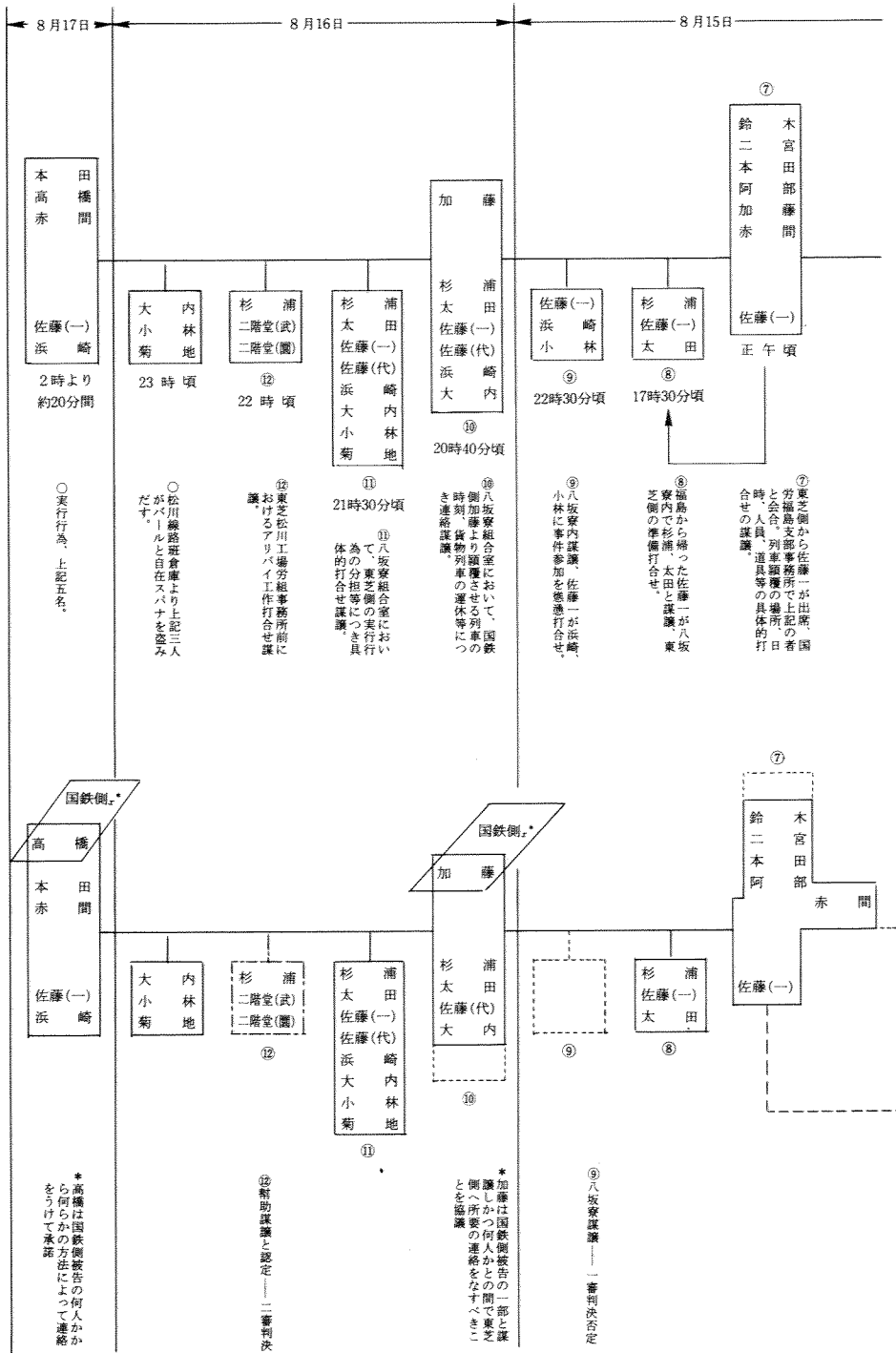
5. 公正裁判要求と松川運動

5度、14年にわたる松川裁判は、見方によっては、全員有罪→一部無罪→（全員無罪にちかい）差戻し→全員無罪→無罪確定という「クロ」から「シロ」への一貫した流れをたどったともいえる。しかし、とりわけ第1審、第2審における法廷での審理内容を反映しない論告求刑や重罪判決は、「自白」偏重と物証軽視のうえに成り立っており、新憲法や新刑事訴訟法の根本原理に反する暗黒・政治裁判というべきものであった。とくに、2度にならって死刑判決をうけた4名は、下級審の一致した判断を追認するという最高裁の慣行の適用も十分予想される以上、文字どおり死を覚悟せざるをえない状況にたたされた。

しかし、こうした状況を転換させる力となったのが、公正裁判要求を中心に結集したいわゆる松川運動であった。そして、そうした運動の国民的ひろがりをもたせた土台は、何よりもまず被告たちが無実であったこと、被告・家族が困難をのりこえてよく団結したこと、弁護士・救援活動家たちの献身的な努力があったことである。

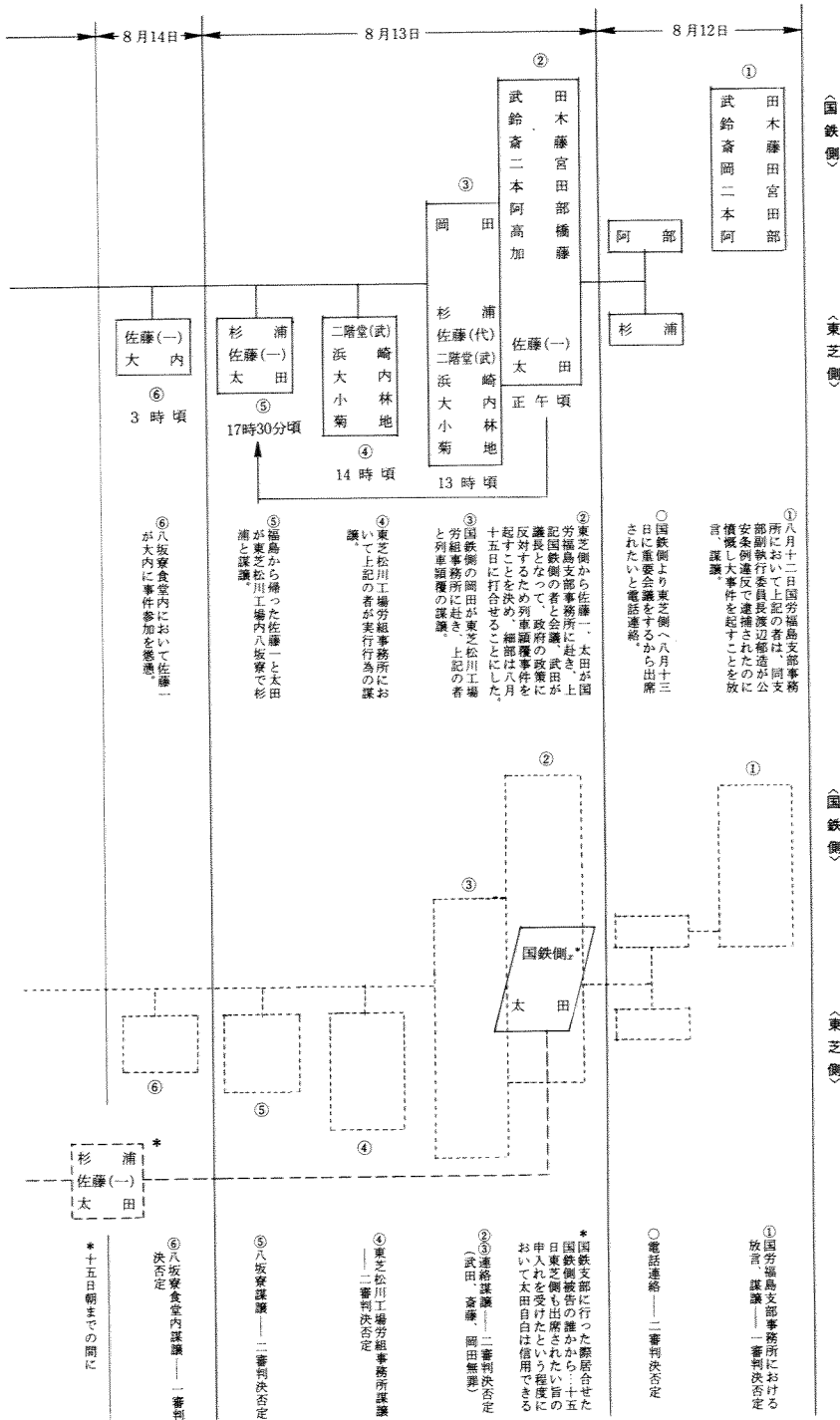
20名の被告たちの間には多くの分裂要因が内在し、裁判の進行につれて新たな矛盾も生じた。たとえば、国鉄と東芝（東芝まきぞえ論）、共産党員と非党員（非党員まきぞえ論）、自白者と非自白者（あの自白さえなければ論）、年長者と若

表3 検察官主張の荒筋



(出所) 大塚一男・本田昇編著、前掲書、582~583ページ。

と第2審判決認定の概略



検察官主張の荒筋

第二審判決認定の概略

年者（若年者まきぞえ論、幹部ひきまわし論）、重罪者と軽罪者（とにかく早く終りたい論）、在獄者と保釈獄外者（獄外でのオルグ活動の方がつらい論）、第2審における有罪者と無罪者（弁のたつ奴だけが無罪になった論）等々である。なかでも、自白者たちは、他の被告たちをおとし入れた責任と自らの弱さへの自己嫌悪によって、とくに苦しい立場にたたされた。しかし、非自白（否認）者たちは、自白者たちを共通の犠牲者としてうけとめ、彼らを「自白」に追い込んだ悪意の検察・警察関係者にたいして団結した。こうして、自白者たちは公判において自らの自白を否認し、その立場を最後まで貫いた。もしも仮に、出発点においてこうした団結がきずかれず、国鉄と東芝（彼らは相互にほとんど面識がなかった）、あるいは自白者と非自白者等々が分裂して、いわゆる分離裁判が出現したとすれば、裁判の結末はきわめて重大なものになっていたかもしれない。かくして、無実の実証をめざす被告たちの団結は、第2審無罪者もふくめて最後まで維持された。

また、より孤立分散的でさまざまな家庭事情をかかえる家族たちも、弁護士や救援活動家たちの献身的な指導と援助のもとに、早くも49年11月16日には松川事件被告家族会を結成した。一家の働き手を失った彼らは、何よりもまず生活の維持に苦闘し、獄中の被告たちを支えながらの無実の訴えに苦闘することになった。警察による妨害や干渉、そして世間の目の厳しさのなかで、離縁、破談、解雇、就職拒否、婚期喪失、転居、転職、人前での不慣れな訴えと心ない反応など、多くの家族が辛酸をなめ、苦労にたえねばならなかった。食の保障のない家族たちの苦労は、獄中被告の苦労に劣るものではなかった。

そうしたなかでも、一部の自覚的な労働組合などによる現地調査や救援活動が開始された。49年10月29日には、日本労農救援会に三鷹・松川事件対策委員会が設置され、国内外に向けてさまざまな活動を展開し始めた。期待と不安でむかえた50年12月の第1審判決は重大なもの（表2を参照）

であり、救援活動の改善と強化が求められた。第2審（仙台高裁）に対応して、51年3月1日には松川事件対策東北地方協議会が設置され、4月15日にはその中核となる日本労農救援会宮城県本部が結成された。第2審にのぞむ弁護団は、仙台弁護士会からの参加もえて、超党派の強力な体制を組むことができた。また、獄中の被告団は、4月1日に無罪釈放を求める100万人署名の運動を提起し、これに応じて、5月29日には無罪釈放百万人署名世話人会が結成された。同時に、真実を国民に訴えるための「手紙による訴え」が開始された。獄中からの手紙は59年段階まで拘留された8名（表4を参照）だけでも10万通（1人平均1万3000通）をこえており、全体では15万通に達したといわれる。収集資料のなかの彼らののはがきは、表の下段までも使って、限られた紙幅に最大限の内容をもち込むべく、細かな文字が綿々とつづられている。また、これに応じて、獄外からは6万通をこえる手紙が寄せられており、それらは被告たちを大いに力づけるものとなった。被告たちはまた、民主的な文芸誌などにも積極的に投稿し、一般読者や文化人の心をとらえていった。51年10月～52年5月には、労組・文化人による調査団が7次にわたって派遣されている。文化人たちは、その武器である文筆をつうじて、松川事件と松川裁判に疑問を提起し、被告たちの救援を訴え始めた。

そして、真に大衆的・国民的な松川運動の展開は、いわゆる「守る会」運動の広がりや労働運動からの参加によってもたらされた。すなわち、松川事件などをつうじて共産党や戦間的な労働運動が大打撃をうけるなかで、職場に踏みとどまった良心的な労働者たちは、サークル活動に新しい活路を見出した。彼らはそのなかで松川事件をとりあげ、職場や組合にも働きかける努力をしていった。こうして、松川事件が職場・地域・学園等に根づいていくとともに、独自の「松川守る会」へと発展していくことになる。そして、職場における「守る会」運動と、被告・家族・救援団体等からの働きかけによって、松川事件にたいする労働運動の関心も徐々に広がり始めた。53年6月の国

表4 松川事件被告の拘留期間

氏名	逮捕年月日	50	53	59	61	63	再 上 告 審 判 決	拘束日数
		第 1 審 判 決	第 2 審 判 決	上 告 審 判 決	差 戻 審 判 決	再 上 告 審 判 決		
武田 久	'49.10.25		(53.12.22)					997
鈴木 信	9.22				(59.7.1)			3,570
斎藤 千	10.21		(53.12.22)					753
高橋 晴雄	9.22				(58.12.24)			3,381
二宮 豊	9.22				(59.5.8)			3,484
本田 昇	9.22				(59.7.1)			3,536
阿部 市次	9.22				(59.5.8)			3,516
赤間 勝美	9.10			(57.1.12)				2,688
杉浦 三郎	10.4				(59.7.1)			3,542
佐藤 一	9.22				(59.5.19)			1,015
太田 省次	10.4				(59.5.8)			2,935
佐藤 代治	10.4		(53.12.24)					1,543
浜崎 二雄	9.22		(53.12.24)					1,555
岡田十良松	10.21 12.4		(53.12.22)					22+1,480 ▲
二階堂 武夫	10.17		(53.12.22)					1,528
加藤 謙三	10.21		(53.12.24)					1,526
小林 源三郎	10.4		(52.12.3)					1,157
菊地 武	9.18 10.8		(52.12.3)					7+1,153 ▲
大内 昭三	10.4		(52.11.29)					1,153
二階堂 園子	10.17		(51.5.12)					573

〔出所〕 呑川泰司，前掲書，239ページ。

〔注〕 ▲は一時釈放，再拘留を示す。

労第12回大会における公正裁判・調査団派遣の決議と、7月の総評第4回大会における公正裁判要請決議の採択は、労働運動が松川事件を本格的にとりあげる契機となり、地元福島の労働運動も、上部からの指示によってようやく動きだした。

しかし、第2審判決もまたおよそ不公正であった。同時にそれは、松川運動の本格的な展開への重要な契機となった。すでに松川事件について発言していた広津和郎は、『中央公論』54年4月号から全面的な第2審判決批判を開始し、以後4年半、54回におよぶ連載は国民世論に広く深い影響を与えた。講談師は高座で、演劇人は舞台上、松

川事件をとりあげた。54年1月の国労中央委員会では裁判やり直し要求を決議し、東芝労連中央委員会も裁判のやり直しと家族・被告への財政的援助を決議した。そして、総評もまた7月の第5回大会で判決破棄差戻し・物心両面での援助・機関誌紙での宣伝を決議した。総評は56年の春闘にあたって、松川の被告たち（保釈中）を春闘オルグとして派遣（2～4月）し、7～8月には総評法対部と松対委の主催で3次にわたる現地調査が組織され、250団体から465名が参加した。福島県労協も9月の第4回大会で公正裁判・保釈要請・家族救援を決議した。その後も年ごとに参加規模を拡

大した現地調査は、松川裁判の不当性を確認する最良の実物教育となり、これへの参加をつうじて「守る会」組織は急速に広がっていった。それは最終的には1000組織、会員100万人をかぞえ、公正裁判要求を軸にさまざまな創造的活動を広げていった。さらに、こうして全国的に広がった松川の独自組織と労働組合・民主団体・個人を結集して、58年3月9日に松川事件対策協議会（松対協、広津和郎会長）が結成されて、松川運動は新しい段階へと発展した。

そして、松川運動のもり上がりは、最高裁での口頭弁論（58年11月）をひらかせ、それに向けての松川大行進（仙台～東京443km、延べ3万人が参加）を成功させ、口頭弁論初日に合わせた無罪釈放要求中央集会には1万5000人を結集した。さらに、翌59年7月1日には被告全員の保釈を実現（表4を参照）させ、集中大行進（関東6コース）を成功させるなかで、8月10日の「破棄・差戻し」の大法廷判決をひきだした。この8・10判決後、松川運動はさらに発展した。各地で新たな「守る会」組織が結成され、県単位の松対協も各地で結成された。全国学生松対協や日青連による現地調査が行われ、国労は専門調査団を派遣して調査結果を公表した。61年1月には自主製作の劇映画「松川事件」が完成し、全国的に上映運動が展開された。7～8月には無罪判決要求松川大行進が東京～仙台、青森～仙台で組織され、8月8日の差戻審無罪判決（門田判決）をむかえた。この大行進と集結集会は再上告審でも組織され、口頭弁論（63年2月）時には関東圏5コースから5000人集会に結集し、確定判決（9月12日）に向けては、仙台～東京、大阪～東京の2コースと当日の都内4コースを合わせて2万人の全国集会となった。

このように、大衆的エネルギーの結集と進歩的組織勢力の結集は、松川裁判への国民的な関心をさらに高め、ついに全員無罪の最高裁確定判決を実現させることによって、裁判の公正さを回復させることに成功した。つまり、松川運動は無実の被告たちと裁判の権威を救い出したのであり、国民と司法の間の民主主義的關係の発展に重要な歴

史的役割を果たしたのである。

そして、無罪確定判決日の1年後にあたる64年9月12日には、事件現場を見下ろす線路わきに、松川運動の勝利を記念し、こうした謀略事件の再発を許さないための「記念の塔」が建立された。その碑文の原案は、松川裁判批判と松川運動の発展に文字どおり全力を傾注してきた広津和郎の筆になるものであった。この松川記念塔は、1993年の無罪確定30周年にあたって、その記念事業の一環として用地の拡張整備が行われ、松川記念塔公園として面目を一新した。

6. むすびにかえて

以上でみたように、松川事件とは、たんに1949年8月17日の列車転覆事件ではなく、むしろこの事件を出発点として以後14年間つづいた裁判事件をこそ意味している。この裁判事件は、それがきわめて重大な権力犯罪（検察・警察による職権濫用と一部裁判官による迎合・協力）を随伴したことと、いわゆる松川運動によってそれが最終的に打破されたこととによって、特別な意味をもつ事件であった。

前者については、すでに58年段階から弁護団によって刑事告発されてきたにもかかわらず、いずれも不起訴処分にされたという経緯があった。そこで、63年9月に松川裁判が終結した後の64年5月には、改めて元の被告・家族たちによって、松川事件国家賠償裁判が提訴された。すなわち、松川裁判に関係した検察・警察官の権力犯罪を追及し損害賠償させるためである。裁判の結果は、第1審（69年4月23日、東京地裁）と第2審（70年8月1日、東京高裁）をつうじて、個人の職権濫用罪は認められなかったものの、一定の損害賠償を認めさせることによって、原告側の一応の勝利となった。権力犯罪の実態は、この国賠關係の中心的資料のなかに明確にまとめられている。

後者の松川運動については、被告団・弁護団・救援運動の団結という戦前以来の教訓がうけつがれ、大衆的裁判闘争として発展した典型例とみることができる。つまり、その後もあとを絶たない冤罪・弾圧事件のなかで、つねに指摘されるのが

「松川のように闘う」ことである。そして、この松川運動の実態を解明するための材料は、収集資料のなかにそれなりに集積されている。松川運動の発展の基盤となった「公正裁判要求」の意義を再確認するとともに、松川運動の組織論的・運動論的な掘下げはなお独自の意義をもっている。

また、この松川運動とも関連して、収集された1万5000通にのぼる書簡類（手紙・はがき）は独自の研究材料である。これらは、人間（良心）とは何か、松川裁判とは何か、松川運動とは何かを解明するための重要な手掛りを提供しているはずである。差出人のなかには、1日1信主義ではがきを送りつづけた田村敬男、被告たちに詩作を指導した坂井徳三、救援活動に私財を投じた菊田善兵衛をはじめ、有名・無名のたくさんの人たちがいる。こうした人たちのその後の人生もふくめて、興味はつきない。松川関係者への聴取り調査のな

かに、当然これらの人たちも加えられるべきであろう。これによって、「松川事件はわが青春」とか「松川事件が自分の人生を変えた」といわせる松川運動の意味が、いっそう明らかになるであろう。

そのほか、収集資料の活用という点では、敗戦～松川事件の時期における国労福島支部関係の諸資料、被告や家族の団結と苦闘をあとづける諸資料、門田裁判長が書き込みをしながら使用した裁判関係資料など、深めるべき資料はいろいろある。また、松川事件をテーマとしたマスコミ論、新聞論、週刊誌論、文学・作家論、映画・演劇論、文化人・文化運動論、労働者・労働運動論、青年・学生（運動）論などの論究も多分に可能なはずである。

松川資料の本格的な利用と研究が待たれる所以である。

(1993・6・30)